



平成 26 年 11 月 17 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト  
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫  
(コード番号 6473)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 安藤 健二  
(電話番号 052-527-1915)

## ベアリング（軸受）の取引に関する 大韓民国公正取引委員会からの発表について

平成 26 年 11 月 14 日（現地時間）、大韓民国公正取引委員会は、当社及び当社の韓国におけるベアリング（軸受）販売子会社である JTEKT KOREA CO., LTD.（以下、JTEKT KOREA）に対し、同国市場における鉄鋼産業用及びアフターマーケット用のベアリング（軸受）の過去の一部取引に関し、同国の独占規制及び公正取引に関する法律（以下、公正取引法）に違反する行為があったと決定し、上記決定に関し、当社及び JTEKT KOREA を同国公正取引法への違反容疑で刑事告発する旨を発表しました。

さらに、同日付けで、韓国公正取引委員会より、当社に対し、これらの認定された違反行為に対する課徴金として、10,910 百万ウォン（約 1,149 百万円）を賦課する旨の発表がありました。

ただし、韓国公正取引委員会による調査への協力等により、上記の課徴金賦課額は減額され、刑事告発に関しては一部免除される見込みです。

株主様、お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今後とも関係当局による調査等に全面的に協力してまいります。また、このような事態になりましたことについて極めて厳粛に受け止め、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

本課徴金の支払いに伴い、平成 27 年 3 月期の業績予想に修正が必要となった場合には、速やかに開示いたします。

以上